

和泉市総合教育会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、和泉市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、市掲示板及び市ホームページに掲載して公表するものとする。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合において、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

(会議の傍聴等)

第5条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、氏名及び住所を受付簿に記入するものとする。

2 市長は、次に掲げる者からの傍聴の申込みがあったときは、これを拒むものとする。

- (1) 他人に危害を及ぼすおそれがある危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等又ははちまき、腕章等を所持している者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に危害を及ぼすと認められる者

3 傍聴人の定員は、20人以内とする。なお、傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選により決定する。

4 傍聴人は、市長の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場内において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 市長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴人に退場を命じるものとする。

(議事録)

第6条 法第1条の4第7項の議事録は、会議の要点を記録するものとし、概ね次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市長公室政策企画室で行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月7日から施行する。